

外国政府との取決めについて

1. 近年、我が国が外国政府と締結する経済連携協定（EPA）等において、TRIPS協定に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の保護が規定されるとともに、その保護の対象となる地理的表示が合意されている。
2. また近年、我が国政府と外国政府との間で著名な地名や産地表示等についての情報交換を行い、審査資料として活用する等の協力を行っている。
3. 本資料のリストは、EPAやMOC（協力覚書）等によって提供された地理的表示や地名、産地表示を掲載したものであり、商標法第3条第1項第3号、同第4条第1項第16号及び第17号の審査において、参考資料として活用されるものである。

	国名	取決め	関係条文
1	スイス連邦	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定	3条1項3号 4条1項16号 4条1項17号
2	大韓民国	日本国特許庁と韓国特許庁との間の地域団体商標及び地理的表示のリストの交換に関する協力覚書	
3	チリ共和国	戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定	
4	メキシコ合衆国	経済上の連携の強化に関する日本とメキシコ合衆国との間の協定	
5	ペルー共和国	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定	

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）の審査基準](#)
- [第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）の審査基準](#)
- [第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）の審査基準](#)